

公 告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和8年7月9日

収支等命令者
佐賀県警察本部会計課長 本村 勝則

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
呉服元町交番（仮称）増築工事に伴う家屋等事前調査業務委託
- (2) 委託業務の仕様等
入札説明書による
- (3) 履行期間
令和8年8月7日から令和8年11月16日まで
- (4) 履行場所
佐賀市呉服元町他

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。
なお、資格要件確認のため、関係する公務所等に照会する場合があります。

- (1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年6月1日佐賀県規則第21号）第2条第2項に規定する入札参加資格のうち令和7・8年度の佐賀県建設業者等施行能力等級表（建設関連業）の家屋等調査に必要なコンサルに係る入札参加資格を有する者であること。
- (2) 佐賀県内に本店を有すること。
- (3) 令和3年8月7日以降に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同種委託業務についての契約を締結し、かつ、これを元請けとして誠実に履行した者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、暴力団員又は暴力団に関与していないこと及び暴力団員又は暴力団に関与している者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続に関する事項

- (1) 担当課
郵便番号840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号
佐賀県警察本部会計課管財係
電話 0952-24-1111 (内線2251、2252)
FAX 0952-29-0888
メールアドレス keisatsushisetsusoubi-kanzai@pref.saga.lg.jp
- (2) 入札参加に必要な提出書類
 - ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 営業概要書
 - ウ 同種業務の履行実績調書（契約書の写し及び履行を証する書面の写しを添付すること。）
- (3) 入札者に求められる義務及び競争入札参加資格の確認
 - ア 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を、上記(1)の担当課まで直接持参又は郵送により提出してください。
郵送による場合は書留郵便により、提出期限までに必着とします。期限を過ぎて到着したものは受付しません。
また、封筒には「呉服元町交番（仮称）増築工事に伴う家屋等事前調査業務委託入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きしてください。
 - イ 競争入札参加資格確認書類等の提出期限
令和8年7月16日 午後5時00分
 - ウ 提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

4 参加資格の確認

3で提出された書類を審査の上、入札参加資格の適否を決定します。入札参加資格の確認結果は、令和8年7月22日までに通知します。

5 入札説明書の交付方法等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
3(1)の担当課に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法
令和8年7月9日から7月16日まで（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、(1)において交付します。
また、電子メールによる入札説明書の交付を希望する場合は、令和8年7月15日午後5時までに、会社名（個人事業主の場合は、商号及び氏名）、担当者氏名及び電話番号を、上記3(1)の担当課に電子メールにより連絡してください。その後、必ず電話連絡を行ってください。
- (3) 入札説明会
実施しません。

6 入札及び開札等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
令和8年7月31日 午前10時00分
 - イ 場所
佐賀市松原一丁目1番16号
佐賀県警察本部1階入札室
 - ウ 入札方法
入札者の直接持参による入札又は郵便による入札

(入札書を郵送する場合は、書留郵便により、令和8年7月30日午後5時までに3(1)に必着とします。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開札しません。)

また、封筒には「呉服元町交番(仮称)増築工事に伴う家屋等事前調査業務委託」及び「入札書在中」と朱書きしてください。

(2) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又は代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県警職員を立ち合わせて行います。

7 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除

イ 契約保証金

納付有り(契約金額の100分の10以上に相当する額)

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ アからオまでに掲げるもののほか、入札の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

イ 落札者とすべき者がいない場合は、再度の入札を行います。ただし、郵便により入札書を提出した者が1人でも開札に立ち会っていない場合には、再度の入札は、後日、改めて行います。再度の入札は2回までとし、再度の入札においても落札者がいない場合は、再度の入札をした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合は、その者と契約の締結を行うことができるものとします。

なお、再度の入札の応札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により予定総額が最低の者と随意契約の協議を行うものとします。

(6) 詳細は、入札説明書を参照してください。

(7) 問合せ先

3(1)の担当課に同じ。

(8) この公告に掲げる入札は、佐賀県警ホームページにより公告します。